

# 裁 決 書

再審査請求人

仙台市 [redacted]  
大友博子

代理人

仙台市 [redacted]  
[redacted]  
杉山茂雅  
以下9名

原処分をした支部長

仙台市 [redacted]  
地方公務員災害補償基金  
宮城県支部長

審査をした支部審査会

仙台市 [redacted]  
地方公務員災害補償基金  
宮城県支部審査会

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

## 第1 再審査請求の趣旨及び経過

### 1 趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき、地方公務員災害補償基金宮城県支部長（以下「支部長」という。）が平成15年5月23日付けで請求人に対して行った公務外認定処分及び地方公務員災害補償基金宮城県支部審査会（以下「支部審査会」という。）が平成16年5月18日付けで請求人の審査請求に対して行った裁決を取り消

すとの裁決を求めるというにある。

## 2 経過

請求人の亡夫大友雅義（昭和37年7月12日生。以下「被災職員」という。）は、仙台市立中山中学校（以下「中山中学校」という。）に勤務する教諭であった。請求人は、平成10年8月24日に発生した被災職員の自殺による死亡（縊死。以下「本件死亡」という。）は、公務に起因したものであるとして、平成12年10月11日付けで支部長に対し公務災害認定請求を行ったところ、支部長は、本件死亡を公務外の災害と認定し、その旨を平成15年5月23日付けで請求人に通知した。

請求人は、この決定を不服として、平成15年7月18日付けで支部審査会に対し審査請求を行ったが、支部審査会は、平成16年5月18日付けでこれを棄却する旨の裁決を行ったので、請求人は、この裁決を不服として、同年6月21日付けで当審査会に対し再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

請求人は、再審査請求の理由として、再審査請求書等で、要旨、次のように述べている。

- 1 被災職員は、自殺前年から中学3年生の進路指導による精神的ストレスを受け精神的疲労がたまっていたところに、平成10年4月からは教員免許外の教科を受け持つという精神的ストレスを強く受け、これに中学校体育連盟（以下「中体連」という。）の業務に迫られるという過重な職務が加わり、次第に精神的疲労が蓄積し、7月中旬ごろからうつ病を罹患した。
- 2 請求人は、公務災害の申請時点から被災職員が行った作業の成果物を示して、労働時間を推定しているにもかかわらず、これを否定する資料は示さず、過小評価しており、明白な誤りを犯している。被災職員の7月中旬以降の労働時間は明らかに過重な負荷で、この過重負荷が、既に発症していたうつ病を悪化させ、自殺に至らせたことは明らかであり、支部審査会の裁決は、7月中旬以降の職務については、全く考慮しておらず、明らかに不当である。

## 第3 原処分をした支部長の意見

支部長は、審査請求は棄却されるべきであるとの弁明書を平成15年8月19日付けで支部審査会に提出したが、その理由として、要旨、次

のように述べている。

- 1 地方公務員災害補償制度において、災害（負傷、疾病、障害又は死亡）が公務上の災害と認められるためには、職員が公務に従事し、任命権者の支配管理下にある状況で災害が発生したこと（公務遂行性）を前提として、公務と災害との間に相当因果関係があること（公務起因性）が要件とされており、精神疾患に起因する自殺については、「精神疾患に起因する自殺の公務災害の認定について」（平成11年9月14日付け地基補第173号。以下「認定基準」という。）により判断することとされている。

認定基準においては、精神疾患に起因する自殺が公務上の疾病と相当因果関係をもって生じたことが明らかな死亡として公務上の災害と認定されるための具体的要件については、

- (1) 自殺前に、公務に関連してその発生状態を時間的、場所的に明確にし得る異常な出来事・突発的事態に遭遇したことにより、驚愕反応等の精神疾患を発症していたことが、医学経験則に照らして明らかに認められること
- (2) 自殺前に、公務に関連してその発生状態を時間的、場所的に明確にし得る異常な出来事・突発的事態の発生、又は行政上特に困難な事情が発生するなど、特別な状況下における職務により、通常の日常の職務に比較して特に過重な職務を行うことを余儀なくされ、強度の肉体的過労、精神的ストレス等の重複又は重積によって生じる肉体的、精神的に過重な負担に起因して精神疾患を発症していたことが、医学経験則に照らして明らかに認められること。この場合において、精神疾患の症状が顕在化するまでの時間的間隔が、精神疾患の個別疾病の発症機序等に応じ、妥当と認められることのいずれかに該当し、かつ、被災職員の個体的・生活的要因が主因となって自殺したものではないことが必要とされている。

- 2 本件について、上記に則して検討する。

- (1) 本件に係る医学的知見によると、精神疾患発症の時期が平成10年6月下旬ごろと推定されているため、その6か月前程度までさかのぼって、平成10年1月以降の公務に起因して精神疾患を発症したものと認められるかどうかの検討を行うこととする。
- (2) 平成10年1月以降、自殺前に公務に関連してその発生状態を時間

的、場所的に明確にし得るような異常な出来事・突発的事態に遭遇した事実は認められない。

- (3) 被災職員の平成10年1月から3月までの分掌事務は、3年生担任、英語の授業、生徒会主任、バドミントン部顧問等であった。同年4月以降の分掌事務は、1年生担任、英語(週12時間)及び社会科(週4時間)の授業、生徒会主任、バドミントン部顧問等であった。

請求人によると、平成10年4月からは、教員免許外の社会科の授業を担当することになったが、誰であっても、教員免許外の授業を担当することは、その分野の専門的知識の不足から自分の指導に不安を感じたり、生徒の成績や保護者の不信感を気に掛けて緊張を強いられるものであって、特に被災職員は、これが初めての教員免許外の授業であったことや、同年3月の人事異動の後に準備を開始することとなり準備期間もなかったことから、大きな負担であったとされている。また、生徒会担当については、生徒会行事も多く、生徒が自分たちで生徒会活動をすすめられるように指導することは、根気と時間が掛かるものであり、バドミントン部顧問については、年間を通じて市や県の大会があり、それに向けての練習や大会への生徒の引率等、忙しいものであることから、これらの業務による負担も大きかったとされている。

所属長によると、この間の勤務は通常どおりであって、特別な状況下における職務と言えるようなものはなかったとされている。被災職員は、バイタリティーがあり、英語や社会の授業、生徒会活動、バドミントン部顧問として、意欲的に取り組んでいたようだが、心のゆとりがないようにも見られたとしている。なお、教員免許外の社会科の授業を受け持ったことについては、各教科、各教諭ごとの授業時間数のバランスを考えて被災職員も承諾の上、受け持つことになったもので、社会科教諭から、指導方法の助言や授業で使用する指導ノート、板書用ノート、ワークシートの提供を受けており、定期考査、実力考査等の問題作成は社会科教諭が行う等、被災職員の負担軽減が図られていたが、教科書の進度や指導方法、受け持ち学級の成績の伸び悩みについて、時に悩んだり気にしているところはあったとされている。

上司・同僚教員によると、平成10年度全国中学校体育大会・第28回全国中学校バドミントン大会(以下「全中大会」という。)が終わ

るまでは、校務分掌も同僚職員が援助するなど配慮しており、英語や社会科などの教科指導や学級指導、生徒会、部活動等教育活動全般にわたって意欲的に取り組んでいたとされている。ただし、仕事の苦しさなどは表面に出さない性格で、親しい同僚職員には精神的ストレスについて漏らすときもあり、被災職員の脳裏からは常に全中大会のことが消えなかったことが予測できるとされている。

以上のことから、被災職員は教員免許外の社会科の授業を担当することとなり、そのことで時に悩むことがあったものと認められるが、それ以外の業務においては、具体的に問題が発生したことや困難な事態に直面したことはなく、10年以上の経験を持つ教師としては、ごく通常の日常の職務に従事していたものと認められる。また、社会科の授業についても、社会科の教諭から指導方法の助言や教材の提供を受けており、定期考査等の問題作成も免除されていることから、客観的に見た場合、特に過重な業務であったとは認められない。

よって、校務分掌で定められた業務が、通常の日常の職務に比較して特に過重な職務であったとは認められない。

- (4) 請求人によると、被災職員は、中体連のバドミントン専門部に属しており、平成8年度は市のバドミントン部委員長、平成9年度以降は県副委員長としてその運営にあっていたほか、平成10年7月7日には全中・大会実行委員会事務局総務部長にも就任し、全中大会の準備等を行っていたとされている。全中大会準備については、請求人及び中体連関係者によると、実行委員会は平成10年3月に設立され、被災職員は、総務部長に就任する以前から既に全中大会準備を行っていたほか、特に7月27日以降は、全中大会開催の要領等をまとめた「業務必携」の作成等、集中的にその仕事に当たっており、被災職員にとって大きな負担であったとされている。

ところで、一般に、中学校教諭が生徒の部活動の指導を行うことは、職務の一環として公務遂行性が認められ、また、中体連等の主催する大会へ生徒が参加するため、部の顧問として生徒を引率する業務についても、職務命令に基づく生徒の管理監督という通常業務の一部として公務遂行性が認められる。しかし、中体連等の任意団体から委嘱されて当該団体の役員となり、当該役員として中体連等が行う大会の運営等を行う場合には、原則として、当該役員の業務は公務とは認めら

れないことから、公務遂行性は認められない。また、ある大会を開催するために実行委員会が設立され、その役員となって大会準備や運営を行う場合にも、その大会が実質的に任命権者が主催するものであって、任命権者が役員への就任を命じたような特別な場合を除いては、中体連等の役員の場合と同様に、原則として公務遂行性は認められない。

本件についてみると、被災職員が、中体連の市のバドミントン部委員長、県副委員長として行った中体連の大会運営等については、公務遂行性が認められない。また、全中大会実行委員会事務局総務部長として行った準備や運営についても、全中大会の準備や運営は実際には中体連が中心となって行っており、実質的に任命権者が主催する大会とは認められないことから、同じく公務遂行性は認められない。

したがって、中体連バドミントン専門部の業務及び全中大会実行委員会事務局総務部長の業務は、特別な状況下における職務により、通常の日常の職務に比較して特に過重な職務へ従事した事実があったかどうかの評価対象とはならない。

(5) 被災職員の個体的・生活的要因をみると、次のような状況がみられる。

ア 精神疾患に関する既往歴については、特に認められていない。

イ 被災職員の家庭等に特に問題となるような事実は認められていない。

ウ 被災職員の性格について、請求者によれば、「穏やかな性格で、人と争うことは嫌いである。常に周りとの和を考える人で、私から見ても必要以上に気を使う部分があった。責任感が強く、いつも仕事のことが頭にある人だった。」等とされている。また、上司・同僚職員によれば、「誠意のある人。同僚との仲も極めて良好。時々茶目っ気のある会話で周囲を笑わせ心を和ませてくれた。」等とされている。

(6) 本件に係る医学的知見として、以下のことが認められている。

本件は、自殺前に、従来診断でいう「うつ病」、ICD-10でいう「うつ病エピソード」を発症していたものと認められ、発症時期は、平成10年6月下旬ごろと考えられる。

自殺前の学級担任、英語及び社会科の授業、生徒会主任、バドミントン部顧問等の業務については、中堅職員が担う業務としては、特段

過重なものとは認められない。被災職員の性格については、「必要以上に気を使う」、「責任感が強い」、「いつも仕事のことが頭にある」等とされており、うつ病に罹患しやすい性格であると認められる。

被災職員は、全中大会の準備を自殺前1か月の間に長時間行ったとされているが、そのことが上記精神疾患に加え疲弊状態を引き起こし、自殺に至った可能性はある。しかし一方、既に発症していたうつ病の症状のために、準備の進展を過小評価し、思考力の低下も相まって、空回りしたために時間がかかったとも考えられる。

本件は、全中大会の準備は公務とは認められないことから、これを除いた学級担任、英語及び社会科の授業、生徒会主任、バドミントン部顧問等の業務による過重と、被災職員の性格、素因等を比較した場合、被災職員の性格、素因等の個体的要因が、本件精神疾患発症により大きな原因となっているものと思われる。

- 3 以上のように、被災職員の自殺前における職務従事状況及び自殺前に発症していたと推定される精神疾患に関する医学的知見等から総合的に判断すると、被災職員は自殺前の職務によって、精神疾患を発症して自殺に至ったものとは認められないことから、本件災害は公務外の災害と認定したものである。

#### 第4 争点

本件の争点は、本件死亡が公務に起因するものと認められるか否かにある。

#### 第5 事実の認定、提出された医師の意見等及び判断

- 1 当審査会が認定した事実は、次のとおりである。
  - (1) 災害発生の状況等について

被災職員は、昭和61年4月1日から宮城県気仙沼市立階上中学校で教諭として勤務した後、平成元年4月1日から仙台市立向陽台中学校で勤務し、平成6年4月1日以降は中山中学校で勤務していた。

被災職員は、平成10年8月22日から25日までの間開催される全中大会に役員として出席するため、仙台市内のホテルに宿泊していたが、同月24日、体育館に来ないことから、全中大会役員が被災職員が宿泊しているホテルの部屋の様子を見に行ったところ、午前8時51分ごろ部屋の浴室のドアのところで、浴衣の帯にて縊死している状態を発見された。

なお、死体検案書によれば、死亡時刻は午前6時ごろ、死亡原因は縊頸による窒息で、急死とされた。

(2) 職務歴、職務内容等について

ア 職務歴について

被災職員の職務歴については、請求人が作成した「精神疾患に起因する自殺の公務起因性判断のための調査票(1)」(以下「請求人作成調査票(1)」という。)に添付された「人事記録」によれば、次表のとおりである。

年 月 日	職 務 歴
昭和61年4月1日	宮城県気仙沼市立階上中学校
平成 元年4月1日	仙台市立向陽台中学校
平成 6年4月1日	中山中学校

イ 職務内容について

被災職員の平成9年度及び平成10年度の中山中学校における職務内容については、支部長の照会に対する平成13年7月16日付け回答に添付された「平成9年度教育計画」及び「平成10年度仙台市教育方針」に添付された「職員名簿」によれば、次表のとおりである。

区分	平成9年度	平成10年度
職名	教諭	教諭
教科	英語	英語・社会
担当・学年	3年4組担任	1年3組担当
主な分掌事務	生徒会、特別活動	生徒会、特別活動、国際理解教育
部活動	バドミントン	バドミントン

ウ 勤務形態について

被災職員の勤務形態については、「平成10年度仙台市教育方針」に添付された「教職員・市職員の服務規定」及び所属長が作成した平成15年1月20日付け「精神疾患に起因する自殺の公務起因性判断のための調査票」(以下「所属長作成調査票」という。)によれ

ば、次表のとおりである。

曜日	勤務時間	休憩時間	休息時間
月曜日から 金曜日まで	午前8時20分から 午後5時5分まで	午後1時10分から同 40分まで及び午後4 時5分から同20分ま で	午前10時35分から同 50分まで及び午後4 時20分から同35分ま で
土曜日	午前8時20分から 午後0時20分まで	なし	午前10時35分から同 50分まで

(3) 休暇及び部活動実施報告等の状況について

被災職員の平成10年1月から同年8月までの間の休暇及び部活動実施報告等の状況については、平成12年10月11日付け公務災害認定請求書(以下「認定請求書」という。)に添付された「平成10年出勤簿」、「請求人作成調査票(1)」に添付された「平成10年年次休暇届」、請求人が作成した「精神疾患に起因する自殺の公務起因性判断のための調査票(2)」(以下「請求人作成調査票(2)」という。)に添付された「平成10年度年間行事予定表」、支部長の照会に対する平成13年7月16日付け回答に添付された「平成10年度夏季休業中の勤務予定表」及び「部活動実施報告書兼教員特殊手当申請書」並びに「所属長作成調査票」に添付された「災害発生前1か月間の勤務状況調査票」及び「災害発生前6か月間の勤務状況調査票」によれば、次表のとおりである。

年月	休暇等取得日数				部活動実施 報告時間数
	年次休暇	夏季休暇	4週8休 まとめ取り	職専免	
平成10年1月	5時間	なし	なし	なし	
2月	なし	なし	なし	なし	
3月	4時間	なし	2日	なし	
4月	なし	なし	1日	なし	29時間
5月	なし	なし	なし	なし	33時間
6月	4時間	なし	なし	なし	12時間

7月	5時間	2日	4時間	1日	16時間
8月 (23日まで)	なし	2日	12日	なし	

1 上記期間中、7月21日から8月23日までは、中山中学校の夏季休業期間。

2 部活動実施報告時間数の欄の7月の時間数は、夏季休業期間に入る前日の7月20日までのものである。なお、上記の部活動は、おおむね土曜日、日曜日又は祝日に行われており、時間外勤務に当たるものである。

### (3) 勤務状況等について

被災職員の勤務状況等については、平成17年6月13日の当審査会において請求人及び代理人から提出された意見陳述書によれば、おおむね次表のとおりである。

年月	主な校務	仙台市中体連、宮城県 中体連関係業務	全中大会関係業務
平成10年 1月	12日始業式 ・3年実力テスト ・推薦書作成等 ・生徒集会 ・生徒中央委員会 ・部活指導		・大会準備委員会 ・事務局打合せ
2月	・高校入試、面接 ・新入生保護者説明会 ・三者面談 ・公立高校願書発送等 ・生徒会中央委員会 ・4期考査 ・部活指導		・大会拡大準備常任委員会 ・事務局打合せ ・大会準備委員会常任委員会
3月	11日卒業式 24日終了式 ・卒業関連事務 ・高校入試、面接	・仙台市中体連評議員 会	・事務局打合せ ・実行委員会設立総会

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部活指導</li> </ul>		
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>8日着任式、始業式</li> <li>9日入学式</li> <li>・入学関連事務</li> <li>・対面式（生徒会）</li> <li>・標準学力考査</li> <li>・生徒会集会</li> <li>・生徒会中央委員会</li> <li>・授業参観</li> <li>・家庭訪問</li> <li>・知能テスト</li> <li>・地区生徒会</li> <li>・生徒会臨時部長、委員長会議</li> <li>・部活指導</li> <li>・宮城県バドミントン選手権大会引率</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仙台中体連専門部会</li> <li>・仙台中体連専門部総会</li> <li>・宮城県バドミントン選手権大会運営</li> </ul>	
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>6日及び7日教員免許外研修会</li> <li>22日1年生遠足</li> <li>・家庭訪問</li> <li>・生徒会予算会議</li> <li>・生徒総会議案書作成</li> <li>・部活保護者説明会</li> <li>・生徒会執行部指導</li> <li>・生徒総会</li> <li>・市中総体抽選会</li> <li>・部活指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宮城県中体連専門部総会</li> <li>・宮城県中体連評議員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央連絡会</li> <li>・事務局打合せ</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総体激励会（生徒会）</li> <li>・体育祭実行委員会</li> <li>・総体報告会（生徒会）</li> <li>・1期考査</li> <li>・校外行事報告会（生徒会）</li> <li>・部活指導</li> <li>・市中総体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市中総体開会式予行</li> <li>・市中総体打合せ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バドミントン常任委員会</li> <li>・事務局打合せ</li> <li>・資料作成</li> <li>・事務局会議</li> <li>・審判資格検定会</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>9日体育祭</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宮城県中体連バドミ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料作成</li> </ul>

	18日終業式 ・ 体育祭実行委員会 ・ 1年生天文台学習 ・ 県中総体激励会 ・ 県中総体 ・ 部活指導	ントン部会 ・ 県中総体会場準備等	・ 事務局会議 ・ 総務部打合せ ・ バドミントン役員会 ・ リハーサル
8月	・ 部括指導		・ 実行委員会準備 ・ 資料作成 ・ 準備事務 ・ 抽選会 ・ 全中大会参加選手強化練習会 ・ 役員打合せ ・ リハーサル ・ 会場設営 ・ 全中大会監督会議 ・ 全中大会開会式 ・ レセプション

(5) 被災職員の状況等について

被災職員の状況等については、認定請求書、「請求人作成調査票(1)」に添付された「勤務時の状況」及び平成12年6月20日付け陳述書によれば、次表のとおりである。

年月日	職場等での主な出来事及び被災職員の様子(同僚職員等の証言等)	家庭での被災職員の様子等(請人の証言等)
平成9年度	・ 被災職員は3年の学級担任をしていた。秋10月ごろからは進路指導も忙しくなり、12月はそのピークに達した。肉体的にも、精神的にも3年の学級担任にとっては気の抜けない日々の連続になるが、その時期は夜の8時ごろまで進路の事務作業をするのが毎日のことになっていた。	
平成10年度 4月以降		・ 平成10年4月からは、全中大会準備が始まり、以前にも増して更

		にも忙しくなった。
7月中旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同僚の先生の話では、県大会前ごろ被災職員と話したときには、被災職員は、「全中大会の準備が集中している（自分に）ので大変だ。」と全中大会への不安を漏らしていた。</li> <li>・同僚の先生の話では、被災職員は、体育祭の仕事の分担の件で、「ちょっと疲れているから、一步、引いていいですか。」と生徒会の仕事の軽減を訴えたそうだ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・亡くなる1か月前は家族とほとんど一緒に夕食はとることなく、帰宅時間も午後9時以降が毎日だった。</li> </ul>
7月下旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同僚との会話： 被災職員「a先生疲れた-っ！」 同僚a「何、全中大会の準備うまくいってんでしょ？」 被災職員「段取りが今ひとつなんです。」</li> <li>・県大会後は、被災職員は遅くまで仕事をしており、あるときには、同僚の先生の机の上に、バドミントン部会の先生の「大友先生疲れているのでよろしく。AM1時」というメモが置いてあったそうだ。</li> <li>・同僚の先生の話では、被災職員は忙しくてとても疲れた様子だったそうで、そのとき、被災職員は食券の仕事をしていたとのことで、全中の資料を被災職員から見せられ、その量の多さにびっくりしたそうだ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夏休みに入ってから、7月24日及び25日は、バドミントンの県中学校総合体育大会があり、その後は、全中大会の開催の要領等をまとめ「業務必携」の作成が本格的になり、帰りも毎晩遅くなり、休みにも、仕事に出て行くようになった。</li> <li>・帰宅時間は、午後8時前はほとんどなく、午後10時、11時になることも多く、また、帰宅してからも、シャワーを浴びた後、自分の机に向って、仕事をしていた。仕事の途中、ソファで横になり、そのままということも多々あった。</li> <li>・被災職員は、夏休みに入ってから、全中大会の準備が思うように進まないと、不安に思っていたらしく、「こんなことで全中大会できんのかや」と不安を漏らしていた。</li> </ul>
8月上旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同僚との会話： 同僚b「全中大会大丈夫っすか？」 被災職員「分からない。とにかくやるだけ。早く終わらないかな</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・8月入ってからだったと思うが、「こんな生活（夜遅くまで）していたらいつか過労死してしまうよな・・・」とぼつり話してい</li> </ul>

	<p>あ。」</p> <p>・同僚との会話：</p> <p>同僚 a 「夕べも遅かったの？」</p> <p>被災職員 「ここんところちょっと毎日遅いです。」</p> <p>同僚 a 「大丈夫なの？顔に疲れが出ているよ。」</p> <p>被災職員 「う - ん。実は今けっこうきついです。」</p> <p>同僚 a 「少し、手抜かないと。」</p> <p>被災職員 「いやあ、そうもいかないんで。」</p>	<p>た。</p>
<p>8 月半ばごろ (お盆過ぎ)</p>	<p>・同僚との会話：</p> <p>被災職員 「野球も全中大会明日からですか？」</p> <p>同僚 a 「バドももうすぐなんですよ」</p> <p>被災職員 「このところ毎日午後 11 時、午後 12 時で、家にも寝に帰っているようなもんです。」</p> <p>同僚 a 「大丈夫なの？」</p> <p>被災職員 「けっこう、今ピークだったりして。でも後少しで終わりっすから。」</p> <p>同僚 a 「焼き肉でもおごるか。」</p> <p>被災職員 「すみません。今腹の調子悪くて。今度お願いします。」</p>	<p>・「やっと業務必携が出来上がった。」と嬉しそうな顔で見せてくれたこともあった。しかし、極限の緊張と疲れがあったのでしよう。被災職員は、「あまり眠れない。」とも話していた。疲れたと口に出して言うようになり、「こんなんでは、過労死するよね。」ともらしたこともあった。</p>
<p>8 月 19 日</p>		<p>・夜中午前 1 時ごろ帰宅し、4 ないし 5 時間布団に入り寝付けない様子で、何度も寝返りをうっていた。</p>
<p>20 日</p>		<p>・いつもなら請求人に起こされてから目覚めるのに、そのときばかりは声をかける前に起きていた。そして、食欲がないということで、朝食をとらないで、午前 6 時 50 分に請求人の車で中山中学校まで送った。</p>

21日	<p>・被災職員の部屋に入ったとき、業務必携を開きながら、「明日から大丈夫かや - 」と心配していたことを思い出される。</p>	
22日	<p>・開会式の準備をしていたとき、「黒澤さんよく眠れた？さっぱり眠れなかったや - 」と言っていた。これからのことが心配で、あれこれ考えて眠れなかったのかと思った。</p> <p>・宿泊していたホテルの地下の居酒屋で、軽い食事をした。その中で会話で、「この全中大会が終われば来年は大友先生が県の委員長ですね。」と冗談交じりで話をしたら、被災職員は「いや - 、おれはできないなあ。黒澤先生やってよ。」と、笑いながら会話をした。</p> <p>・被災職員と行動を共にしていた先生方に聞いたところ、監督会議のとき、トーナメントのくじ引きや練習の会場について、クレームがあったということだった。また、昼食券を朝に配る段取りがうまくいかず、朝にその日の昼食券を配ることができなかったそうだ。</p>	<p>・午後1時過ぎと2時ごろの2回、被災職員と連絡をとった。届けてほしいものがあると被災職員が言っていたので、娘と2人で会いに行くからと話していたが、忙しいので時間や場所は今言えないとのことで、後から連絡するからと被災職員に言われ、電話を切った。結局午後9時前ぐらいに、他の先生の車で取りに来た。そのときもわずか5分の帰宅で、何の話もできないまま被災職員は家をとにした。</p>
23日	<p>・レセプションのため被災職員は体育館を一番最後に出て、遅れてレセプションに参加した。そのときは、いつもの被災職員のように冗談を飛ばしながら楽しく飲んでいて、終了後、ホテルの最上階で役員の先生たちと軽く飲んだ。このときの被災職員はあまり会話もせず、疲れているなあという感じだった。</p> <p>・ホテルの被災職員の部屋に行った。部屋に入ると、被災職員はたばこを吸っていて、部屋にもたぼこの</p>	<p>・午後7時ごろ、娘を連れて差し入れに行きたいと話したが、忙しくて時間がとれないと言っていた。夜、連絡が入り、かなり疲れている、運営がうまく行かない(レセプションもうまく行かなかった)レセプション後の2次会の会計をしていたとき、他のメンバーがみんなエレベーターに乗ってサーっと行ってしまい、1人になってしまって、と淋しそうに話していた。明日(24日)の朝一番</p>

	<p>煙が充満していた。被災職員の顔色は白く、かなり疲れているなという感じだった。</p>	<p>でCDを取りに中山中学校に行かなくてはならない。1時間おきに目が覚めてよく眠れない。と言うことで最後に「おやすみ」と言って切った。</p>
--	---	--

(6) 教員免許外の授業について

被災職員にとって免許外の社会科の授業を受け持つことについて、支部長の照会に対する所属長の「被災職員に関する確認事項回答」によれば、次表のとおりである。なお、平成12年6月20日付け陳述書によれば、被災職員は平成10年5月6日及び同月7日に教員免許外担任研修会に参加している。

照会	回答
<p>教員免許外の社会を受け持つことがよくあることか。</p>	<p>・社会科教諭が不足の場合は、教員免許外申請を市教育委員会に行い、許可されることによって、教員免許外の授業を担当することができる。</p>
<p>社会科教諭から助言や教材の提供があったか。</p>	<p>・社会科教諭による指導方法の助言、授業時間に使用する指導ノート、板書用ノート及びワークシートの提供、定期考査、実力考査等の問題作成は社会科教諭が担当し、負担軽減を図っていた。</p>
<p>被災職員が社会科を受け持つこととなった経緯。</p>	<p>・各教科の授業時間数のバランスを考え、また、被災職員の承諾も得ている。 英語：1年（12時間）、社会：1年（4時間）</p>
<p>実際の授業で問題が生じなかったか。</p>	<p>・授業時の問題点については、生徒に指摘されることはなかったが、教科書の進度や指導方法については、ときには悩んでいたこともあった。</p>
<p>受持ち学級の成績が悪くなった等の問題はなかったか。 英語、社会科教諭、学級担任、生徒会、バドミントン部顧問の業務のうち、特に問題があった状況はなかったか。</p>	<p>・学級の成績については、伸び悩みについて、多少気にしているところがみられた。 ・被災職員自身は、バイタリティーが有り、英語や社会の授業、生徒会活動、バドミントン顧問として、意欲的に取り組んでいたようだが、心のゆとりがないようにもみられた。</p>

(7) 全中大会について

ア 目的、主催等について

全中大会の目的、主催等については、「請求人作成調査票(1)」に添付された「全中大会業務必携」によれば、次表のとおりである。

目的	・中学校教育の一環として中学校生徒に広くバドミントン実践の機会を与え、技能の向上とアマチュアスポーツ精神の高揚を図り、心身ともに健康な中学校生徒を育成するとともに、中学校生徒の相互の親睦を図るもの。
主催	・財団法人日本中体連、財団法人日本バドミントン協会、宮城県教育委員会，仙台市教育委員会
後援	・文部省、全日本中学校長会、都道府県教育長協議会、全国市町村教育委員会連合会、日本中学校生涯体育・スポーツ振興会、宮城県、仙台市、宮城県中学校長会、財団法人宮城県体育協会、仙台市体育協会、読売新聞社、NHK、ミヤギテレビ、河北新報社、東日本旅客鉄道株式会社仙台支社
主管	・宮城県中体連、宮城県バドミントン協会
会期	・平成10年8月22日(土)ないし25日(火)
会場	・仙台市体育館

イ 被災職員が従事した職務内容について

被災職員的全中大会役員としての職務内容については、「請求人作成調査票(1)」に添付された「全中大会業務必携」及び平成10年7月7日付け「委嘱状」によれば、次表のとおりである。

役職名	総務部部長
総務部の業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画渉外(係長1人及び被災職員): 各種団体との交渉、大会全体計画。</li> <li>・庶務(係長1人及び係員2人): 競技役員などのサービス全般、広告協賛準備計画、Tシャツ等記念品販売計画、七夕飾りの搬入計画プログラム。</li> <li>・経理(係長1人及び係員1人): 大会経費の管理・運用。</li> <li>・受付案内(係長1人、係員5人及び補助員20人): 来賓、大会役員などの受付案内、役員係員章、諸会議の受付、監督会議案内。</li> <li>・接待(係長1人、係員3人及び補助員20人): 来賓、大会役員、</li> </ul>

	主審などの接待、本部席の接待、ブロック長の接待、アクエリアス等のドリンクサービス。 ・救護衛生（係長1人及び係員8人）：救護所、安静所の設置、応急処置、救護日誌。
--	--

#### ウ 出張命令について

全中大会の役員会、理事会等への出席については、支部長の照会に対する「平成15年2月12日付け回答」、「平成15年2月12日付け回答」に添付された平成6年7月22日付け「県費負担教職員の出張等の取扱いについて」及び「県費負担教職員の出張等の取扱いに関する質疑について」によれば、中体連の役員会、理事会等へ、学校運営又は教育活動と密接に関連する用務のため出席するものであれば、出張を命ずることが可能であり、中体連主催の会合が「役員会、理事会」等の名称で開催され、その会合の内容が中体連が主催する各種大会の競技日程、生徒の参加方法等について協議が行われる場合は、当該会合に職員が公務出張することが可能であるとされていることから、所属においても、被災職員の全中大会役員としての職務については、公務であると考え、出張命令をしていた。

#### (8) 健康状態等について

##### ア 健康状態について

被災職員の健康状態については、「請求人作成調査票(1)」に添付された「職員健康診断票(平成8年及び平成9年)」及び「所属長作成調査票」に添付された「職員健康診断票(平成6年及び平成7年)」によれば、おおむね次表のとおりである。

健康診断年月日		H 6. 6.30	H 7. 9.5	H8.10.1	H9.10.3
身長 (cm)		170.2	170.8	170.5	171.0
体重 (kg)		71.0	68.5	68.5	69.0
血圧 (mmHg)		130/64	116/60	122/70	114/70
尿	蛋白	( - )	( - )	( - )	( - )
	糖	( - )	( - )	( - )	( - )
貧血	血色素量 (g/dl)	/	/	/	15.7
	赤血球数 (万/mm <sup>3</sup> )	/	/	/	495
肝機	GOT (IU/l)	/	/	/	20
	GPT (IU/l)	/	/	/	24

能	-GTP(IU/l)	/	/	/	37
脂質	総コレステロール(mg/dl)	/	/	/	178
	トリグリセリド(mg/dl)	/	/	/	114
心電図					所見なし
その他の疾病及び異常					所見なし
指導区分		A	A	A	A

#### イ 既往病歴について

被災職員の既往病歴については、「請求人作成調査票(1)」、「所属長作成調査票」及び「請求人作成調査票(2)」によれば、被災職員には精神疾患に関する既往病歴はなく、また、家族及び親族にも精神疾患に関する既往病歴はない。

#### ウ 家族及び親族の健康状態等について

被災職員の家族及び親族の健康状態等については、「請求人作成調査票(2)」に添付された「家庭の状況」によれば、次表のとおりである。

続柄	健康状態等
父	良好(現在、月に一度通院し、投薬を受けている。糖尿病)
母	良好
妻	生存
長女	生存

#### エ 生活習慣等について

被災職員の生活習慣等については、「請求人作成調査票(2)」によれば、ビールを週3回1日1ないし2本程度飲み、1日20本程度喫煙していた。

#### オ 性格について

被災職員の性格については、「請求人作成調査票(1)」に添付された「勤務時の状況について同僚からの陳述書」、「請求人作成調査票(2)」、平成12年6月20日付け陳述書、「所属長作成調査票」に添付された平成10年8月26日付け「(死亡)事故について(報告)」及び「災害発生時6か月間の勤務状況及び性格について」並びに平成15年11月26日付け「意見陳述内容」によれば、次表の

とおりである。

上司、同僚等の証言	請求人の証言
<ul style="list-style-type: none"> <li>・常に教育のこと生徒のことを考えていた。学校の仕事も中体連の仕事も常に全力投球で行っていた。</li> <li>・「誠意ある人」だった。</li> <li>・生徒が朝登校してから下校するまで行う諸活動に、自ら嬉々として参加し、生徒共々向上しようとする意欲にあふれた教師だった。</li> <li>・生徒の思いやアイデアをつぶすことなく、各種生徒会行事等の成功に向け実に懇切丁寧に指導、援助していた。</li> <li>・計画が緻密で実行力が秀でていた。</li> <li>・生徒の心をつかむことに長けていた。</li> <li>・自分の仕事がどんなに忙しくとも、他から依頼されたことに一度も嫌な顔をしたことがなかった。</li> <li>・常に明日のことを前向きに考えていた。</li> <li>・同僚が指導に困ったり、急に仕事の手が足らなくなったときなど、親身になって相談に乗ったり、すぐ援助したりと実に腰の軽い人だった。</li> <li>・同僚との仲は極めて良好だった。</li> <li>・時々茶目っ気のある会話でみんなを笑わせ、人の心を和ませてくれた。</li> <li>・学校の勤務においては、バドミントン部会の仕事が忙しくとも、決して手抜きをしたり、投げ出したりはしなかった。</li> <li>・家庭においても奥さん思いであり、子煩悩でもあり娘さんがかわいがっていた。</li> <li>・教育活動全般にわたってやりがいを感じ、意欲的に取り組んでいた。</li> <li>・教科指導や学級指導、さらに生徒会、部活動と外面的には意欲的に取り組み、笑顔もみられた。しかし、仕事上の苦しさなどは表面に出さない性格で、親しい同僚に対して、精神的なストレスについて漏らすときもあった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おだやかな性格で、人と争うことは嫌いであった。</li> <li>・常に周りとの和を考え、必要以上に気を使う部分があった。</li> <li>・責任感が強く、いつも仕事のことが頭にあった。</li> <li>・日ごろから、何か頼まれたら忙しくても断らない、自分の仕事にアバウトではいられない、まじめで責任感が強かった。</li> <li>・家族を大切にしていた。</li> <li>・人一倍責任感が強かった。</li> <li>・自分の勤務する学校での教科指導や生徒指導、特別活動・生徒会活動の指導、部活動の指導など、何一つ手を抜くことなく、常に前向きに、誠実に取り組んでいた。</li> </ul>

2 提出された医師の意見等の要旨は、次のとおりである。

(1) 加藤内科胃腸科医院 (仙台市宮城野区原町6丁目2番17号)

加藤俊次医師（平成10年8月24日付け死体検案書）

死亡したとき：平成10年8月24日午前6時ごろ

死亡したところ：仙台市宮城野区榴岡1丁目2番45号

死亡の原因：

直接死因：窒息

発病（発症）又は受傷から死亡までの期間；急死

手術：無

解剖：無

死因の種類：自殺

外因死の追加事項：

手段及び状況；ドアの蝶番に帯を掛け縊頸状態で死亡していたという。

（2）財団法人宮城厚生協会坂総合病院（宮城県塩竈市錦町16番5号）

千葉茂雄医師（平成14年5月14日付け意見書）

心身の状況	<p>7月に入り全中大会の開催が約1か月後と迫り一学期の様々なまとめの作業や二学期に向けた準備、7月24・25日のバドミントンの宮城県中学校総合体育大会に向けて部の顧問としてだけでなく、宮城県の専門部の副委員長として大会の運営にも中心となって働いている中で、7月中旬には同僚に「ちょっと疲れているから一歩引いてもいいですか。」と学校の仕事の軽減を求めている。7月下旬には同僚に「疲れたーっ！」「段取りが今ひとつなんです。」と話しており、請求人に「こんなんでも全中大会できんのかや。」と準備が思うように進まない不安を漏らしたり、なかなか寝付けず夜中に何度も目が覚めるのでぐっすり寝た感じがしないとか頭痛がするところぼしている。また朝食をとることが少なくなりため息が増え、請求人には「こういう仕事ってもうたくさんだよな。」とこぼしたりしていた。8月上旬には同僚から「大丈夫？顔に疲れが出てるよ。」と言われて「実は今けっこうきついです。」「ここんところちょっと毎日遅いです。」と話している。また他の同僚に「毎日先が見えない作業の繰り返しなんだ。」「（大丈夫か）わからない、とにかくやるだけだ。」と話している。</p> <p>以上のように7月中旬ごろから疲労を口に出すようになっているがこれは普段嫌な顔一つせずに同僚の依頼を受けている被災職員にとってはこれまでになく とで通常の疲労感とは違う種類の疲労感を持っていたように考えられる。すなわち活力の減退による易疲労感の増大と活動性の減少</p>
-------	---

がこの時点で存在しており、そう考えれば普段であれば他の先生から頼まれたことは嫌な顔一つせず引き受けてきた被災職員が、学校の仕事を同僚にゆだねることを選択したこともうなずける。また、ため息や「こういう仕事ってもうたくさんだよな。」といった言葉は興味や喜びの喪失感を、全中大会の準備がうまく進まずちゃんとできるかわからないという言葉は自信の低下や自分のやっていることが評価できない気持ち、将来に対する悲観的な気持ちを表していると考えると全体の言動が了解しやすい。それは生徒会の仕事では生徒が主体とねばり強く時間をかけて生徒と話し合いをしたり、クラスの運営でも同じように生徒を信じて怒りつけることをせずに話し合いを大事にしてきたりといった自分の指導に対する自信を持って職務を遂行してきたこれまでの被災職員の姿と明らかに違ってきているからである。8月に入ると傍目にも疲れていることが見て取れるような状態になっており、更に8月の中ごろには請求人に「こんなんで過労死する。」などと話しており、疲労感がより強くなり将来に対して悲観的な気持ちもかなり強くなっているものと推測される。

また、全中大会の準備に集中するようになってから請求人に「自分の仕事ぶりについて機嫌が悪そうだった。」とか「よく思っていないようだ。」などと何度かこぼしており、一緒に準備をしている全中大会役員の先生方に対して自分がきちんと役割を果たせていないといった罪悪感や自信の低下を感じていたようである。

8月20日は翌朝午前1時ごろに帰宅し4ないし5時間布団には入っていたが何度も寝返りをうち十分な睡眠がとれたか否か定かでない状態で午前6時50分には食欲がないと言って朝食をとらずに家を出ている。21日以降はホテルに泊まり込んでの準備となり家族とゆっくり電話で話をする余裕もないようであった。21日の夜には全中大会を明日に控えて同僚に「明日から大丈夫かやー。」と不安を漏らしていた。22日朝には同僚に昨夜はさっぱり眠れなかったとこぼしている。23日午後10時30分ごろ被災職員から自宅に電話をして「かなり疲れている。運営がうまくいかない。レセプションもうまくいかなかった。レセプション後の二次会の会計をしていたとき、他のメンバーがみんなエレベーターに乗ってさあーっと行ってしまって一人になってしまって。1時間おきに目が覚めてよく眠れない。」「明日は朝一番でCDを取りに中山中学校に行かなくてはならない。」と力の入らない淋しそうな声で話している。被災職員が何をもって運営がうまくいかなかったと言っていたのか被災職員の死後に請求人が役員の先生に尋ねたところでは、トーナメントのくじ引きや練習会場についてのクレームがあったり、昼食券を朝に配る段取りがうまくいかなかったりレセプションで来賓の名前を間違えたりといったことのように、他の役員からすると試

合の運営自体に影響のあることでもなくそれほど重大なことではないというように受け止められていたことのものであった。また、エレベーターに乗って被災職員だけを残して降りてしまった同僚のうちの2人が気になってその晩のうちに被災職員の部屋を訪ねているということは、傍目にも被災職員の動揺なり憔悴などがみてとれたということであろう。その同僚の陳述によると普段は1日に20本くらいの喫煙なのに部屋中にたばこの煙がたちこめるほどになっており、顔色は白くかなり疲れているように映っている。被災職員は疲労困憊しながらも内なる感情のコントロールを何とかしてつけようと必死だったのかもしれない。

以上のように全中大会の直前にも疲労感や先行きに対する悲観的な見方、自信の低下、不眠、食欲不振などが認められていたが、全中大会が始まった以降うまく運営できていないと罪悪感を募らせているようである。また、同僚が一足先にエレベーターで先に下りてしまうという日常生活の中でもあり得る状況をとて深刻にとらえるというのは、自分の評価が低くなってしまっており先に対しても悲観的になっていたということのせいであろう。そしてうつ病者が自殺を思いとどまるか否かは人とのつながりが切れずに保たれるか否かにかかっているとと言われることからすると、このエピソードは自分の周りには仲間がいるんだ、全中大会を成功させよう、生き続けようという思いを断ち切るように働いてしまったように思える。実際、その後の状態は生気の抜けたようであった。そのときは同僚や妻とも話をして何とか翌朝の仕事の遂行を考えて床についたのであるがここ数日と同様に満足に眠ることもできず、朝方になって抑うつ気分が更に増悪して自殺の観念に抵抗できなくなってしまったものと思われる。

精神医学  
的考察

遅くとも7月中旬以降の被災職員にはICD10のうつ病の診断基準の主要な症状のうち、興味と喜びの喪失と活力の減退による易疲労感の増大や活動性の減少の2つが認められ、一般的な症状のうち自己評価と自信の低下、罪悪感と無価値感、将来に対する希望のない悲観的な見方、睡眠障害、食欲不振の5つが認められるため、中等症うつ病エピソードと診断される。ため息をつきもうたくさんだと思いながら業務にあたっており、社会的、職業的あるいは家庭的な活動を続けていくのがかなり困難な状態であったと考えられ、そうした点からも上記診断は妥当なものである。そうした状態は8月に入って請求人に過労死するのではとこぼしたり、傍目にも疲れているのがみてとれるほどになっていた。全中大会が始まった以降は被災職員からすると運営がうまくいかず、23日の夜にはこれまで苦楽を共にしてきた同僚との絆が切れてしまったような状況におかれて大切な対

	<p>象を喪失して、自己評価の更なる低下を招きおそらくはそのときに面接していれば重症と診断されたであろう状態となって、このこと自体も重症うつ病と診断する根拠の1つである自殺の観念におそわれたものと考えられる。すなわち、中等症から重症うつ病に罹患しそのために自殺観念から逃れることができずに自殺死したものと考えられる。</p> <p>労働災害についての判断基準に則してとらえると、7月中旬以降自殺死するまでの間中等症から重症うつ病エピソードの状態にあり、業務による心理的負荷として仕事内容・仕事量の大きな変化と勤務・拘束時間の長時間化があり、この年の4月から教員免許外の授業を初めて受け持つなどの新たな負荷があるところに、全中大会という総勢1000名という大規模な全国大会の委員長に次ぐ重責の総務部長という役職で仕事と責任は大きく、成功して当たり前という裁量性の面でも乏しく、時間外労働が直前の4週間で182時間を上回るという極めて過重・過酷なもので、全体としては人生の中でも稀に経験することもあるというレベルの強い心理的負荷があり、業務以外の心理的負荷としては家のローンの返済があるがそれは通常の金額を超えたものではなく、日常的に経験する一般的な問題とならない程度の心理的負荷であり、個体側の要因としてうつ病の既往も家族歴もなく、うつ病を引き起こすような身体疾患の罹患もない。</p> <p>以上を総合すれば業務起因性と判断するのが妥当と考える。</p>
結論	<p>被災職員は過重な業務とその責任、長時間労働によりうつ病に罹患し、その結果病的な自殺念慮にとらわれ自殺に至ったもので、公務災害と認定するのが妥当と考える。</p>

(3) 支部相談医(支部長の照会に対する平成14年6月27日付け回答)

照会1: 被災職員は自殺前に、うつ病等の精神疾患を発症していたか。

回答1: 被災職員は自殺する前にうつ病に罹患していたものと思われる。

照会2: 発症していた場合、病名は何か。また、ICD-10ではどの分類に該当し、程度はどれくらいか。

回答2: うつ病には多くの亜型があるが、被災職員に最もふさわしい病名は疲弊(憊)うつ病であろう。これは心因性うつ病に属するものであるが、性格素因としては例えば良心的、完全

主義的、またプライドの高い人が、長期にわたるなんらかの感情的な負荷の結果、疲弊状態に陥ったときにみられるもので、月 - 年余に及び刺激性、無力性状態、また、機能喪失を前兆とし、心身症様状態、抑鬱状態に至るものである。

これを、精神疾患に起因する自殺の公務災害の認定についてという文書と照らし合わせると、心因性うつ病、反応性うつ病、疲弊状態、の2つが該当するが、大きな精神的ストレスとなり得る特別な状況、すなわち遠因としては多忙な校務、免外授業の負担、生徒会の指導主任としての任務上の負担など、近因としては平成10年4月ごろからの全中大会の準備にかかわる精神的緊張と負担が7月ごろから特に重く被災職員にのしかかり、全中大会終了直後に至って恐らくは全中大会運営に関する不満足感とともに（客観的には成功したと思われる状況でも抑鬱的な状態の患者はこれを過小に評価し、決して満足しないものである。）自殺を企図したものであろう。概念上、完全に合致するかどうか定かでないが疲弊うつ病はICD-10の分類ではF43に当たるとして良いだろう。

うつ病の程度という言葉の解釈を症状の重さ軽さという意味でとらえると、うつ病が最も重症になると例えば混迷状態になり、無言無動で自殺をすることさえできなくなる。これに対して軽症のうつ病では自殺をする位の気力が残っているので自殺が多いとされている。一見矛盾するように見えるが軽症うつ病程生命の保全にとって危険であるというのが精神科医の常識である。

照会3：発症した時期はいつごろと考えられるか。また、発症機序について。

回答3：回答2に記載。

照会4：発症の原因となった主要な原因は何であると考えられるか。

回答4：回答2に記載。

照会5：被災職員の性格等の素因による影響は考えられるか。

回答5：回答2に記載。

(4) 医療法人社団百合樹会かさはらクリニック(仙台市太白区長町南1丁目4-7)

笠原英樹医師

ア 支部審査会に提出された意見書

関係資料 を読んで	<p>被災職員の主観的要素より、7月上旬から精神的疲労が見えてきたことをうかがい知ることができ、中旬、下旬と、より疲労感を訴え、8月上旬の内容からは、かなり精神的に疲れていたことを感じる。このことは、そのころの、客観面での被災職員の状態からも同様にうかがい知ることができる。おそらく、全中大会直前には、全中大会責任の重圧の中で精神的疲労が極限に達していたと想像できる。そして、全中大会中にミスが生じる。これは精神的疲労のため集中力や判断力が低下し、うまく配慮できない状態だったからだと考えられる。さらに、これらのミスに対して申し訳がないという自責の念を強く感じてしまう。その結果、自ら死を選んでしまったのだと思える。</p>
被災職員の精神を 疲労させた原因	<p>資料上、これまで精神科疾患にかかったことはないようであり、当時も精神科に通院はしていない。また、性格的にも、誠実で信頼もあり、仕事もきちんとなし、スポーツマンでもあり、一般的に鬱的タイプといわれている、几帳面で神経質で内向的でうまく気分転換ができない、といった性格ではなく、被災職員に関する精神的脆弱性は感じられない。</p> <p>他方、ストレス要因と考えられる、仕事の内容について着目してみると、まず7月、8月と休日が2日しか取れてない上(8月はお盆のみ)、6月よりしだいに帰宅時刻も遅くなり、8月には深夜帰りもみられる。その上さらに自宅でも仕事をしていた様子である。しかもこのような労働時間の問題だけではなく、この間、生徒会担当として、7月の体育祭にかかわり、またバドミントン部顧問として6月の市中对連では、団体優勝に導き、7月の県大会の運営、そして役員として8月の全中大会に向けて準備、運営、と次々と重責が重なる状況であった。もし、このような労働環境の中におかれれば、被災職員だけではなく、一般の人たちも同様に肉体的のみならず精神的にもかなり疲れるだろうことは、多くの学校の先生が精神的に疲れ来院されている日ごろの診療の状況からも十分に予測できる。今、被災職員の経過を振り返ったとき、彼らと同様に過重な労働状況の下で精神的に疲れてきたのだと、強く感じ得るからだ。</p> <p>したがって思うに、被災職員は、各職務の重責、重圧、かつ長時間労働の下で、7月上旬に精神的疲労が出現し、7月下旬から8月上旬には、鬱の</p>

初期状態になっていたと考える。そして、全中大会に関する職務過重により、ますます精神疲労が進行し全中大会直前には、かなりの鬱状態だったと考えられる。それゆえ、全中大会中においては、判断力や集中力がうまく働かず、ミスが生じ、周りの言動や行動に対しても過剰に反応してしまい、強く自責を感じ、このような結果に至ったと判断する。

ところが、公務災害認定通知書及び弁明書はこのような判断ではなく、以下のような判断を示している。

まず、被災職員が6月下旬には、既に鬱状態であったと断定している。ここが第一点。そして、それゆえに7月、8月は通常の仕事さえ負担となり、その結果ますます精神の疲労が進んだので、過重な職務状況によるものではなく、また、そのような状況でもなかった。としている。これが第二点。そして、被災職員が6月下旬に鬱状態だった原因は、職務状況に問題があったのではなく、被災職員のうつ病になりやすい性格にあったとし、被災職員に問題があったからだと判断している。これが第三点。このような見解に対しては、強い疑問を感じざるを得ない。

第一点である。被災職員が6月に既に鬱状態であったとする点であるが、被災職員の訴えや、職務状況から7月上旬に精神的疲れが見え始めるものの鬱状態だったとは感じられない。ましてや、6月下旬に鬱状態だったことを感じさせる被災職員の訴えや客観的事実を見出すことはできない。唯一、請求人から6月下旬ごろから精神的疲労がみられた。と回答があるが鬱状態だったとする根拠には乏しい。しかも、もし6月下旬に鬱状態だったとしたら、その後7月、8月と体育祭、クラブの指導、市中体連、県大会、全中大会の準備等の次々と重なる職務をきちんとなすことはできなかったはずである。7月にはとうに仕事はできなくなっていたと考えられるからである。しかし、少なくとも7月までは、激務の中、疲れながらも、仕事をこなしていたことは明らかである。このような、被災職員の客観的経過からみても6月下旬には鬱状態だったとすることは疑問を感じる。

第二点、7月、8月は、通常の仕事量としている点であるが、上記の見解で述べたように、この時期は重責が重なっており、それに伴い休みもほとんどなく、仕事が深夜にまでなることもあり、このような状況下においては、誰でも精神的、身体的疲労状態になり得るのではないであろうか。それだけの過重な状況だったのであり、決して普通の状況ではなかったことは明らかではないだろうか。

第三点、被災職員の鬱状態が個人の性格に起因しているとする点について、被災職員に対する評価や活動状況から分析できることは、誠実で活動的でスポーツマンといった明るく外向的性格と考えられ、神経質で内向的でストレスに弱いタイプをうかがわせる要素を感じることはできない。も

し、被災職員が、そのような鬱になりやすいタイプだったとすれば、これまでも精神的エピソードがあったはずである。今回が初めてだったとは考えられない。報告書自らが述べているように通常の仕事でさえこなせなくなるわけであるから。しかし、被災職員には、精神的既往歴は見当たらない。むしろ激務の中、直前まで仕事をこなしていたことは明らかであり、精神的に弱い性格とすることは妥当ではないと考える。それゆえ弱い性格だったのだから被災職員に原因があったのだという通知書の結論づけに対しては合理性が無く問題があると考え。

このように、通知書及び弁明書における、被災職員が6月下旬には既に鬱状態でありそれゆえそれ以降は通常の勤務も耐えられる状態ではなかったとし、その結果、自殺に至ったのだと、そして6月下旬、鬱状態になっていた原因は被災職員の性格に問題があったとする見解には大きな疑問を感じる。

これまで述べてきたように、被災職員にはストレスに弱くうつ病になりやすいとされる精神的脆弱性を感じることはできない。むしろ、6月以降の生活状況において激務が続きその中で、精神的に疲労してきたと考えることに相当性があるのではないのか。その中で7月下旬から8月上旬ごろに鬱状態となり、そのために8月中旬から始まった全中大会では判断力が低下しミスを生じ、そのことに対して職責ある立場として、周りに対して申し訳がないといった自責の念を強く感じるようになり、その結果、自殺に至ったと考える。

## イ 当審査会に提出された意見書

業務による心理的負担について	<p>支部審査会の裁定理由の中で、被災職員が4月から7月までの間、通常業務を行いながら全中大会の準備にかかわっていたことに対し、一定程度の精神的負担があったと推定できるとしているものの、過大な責任を負っているような状況ではなかったと思えるとした。また、教員免許外授業についても精神的、肉体的負担が相当程度過重なものだったとは認められないとし、これらを総合的に判断すると、被災職員がうつ病を発症したと思われる平成10年7月中旬ないし下旬以前の業務が他の同僚職員と比較して特に過重であったまでは評価できないとした。この判断理由について異議がある。</p> <p>被災職員は、平成10年度になりクラス担任等の通常業務、生徒会指導、バドミントン部顧問の他に、教員免許外授業や全中大会の総務部長の仕事が加わるのである。日ごろの、通常の教職員の職務状況は、午後7時ない</p>
----------------	--

し午後8時ごろまで学校に残り仕事をしているのが現実である。さらに、土、日や休日となれば部活動の顧問としての仕事もある。また、子供たちの問題も増大し、多様化し、社会問題化している。このような中で、クラス運営や生徒指導がかなり大変になっている。このように、教職員の一般的業務自体が、以前より身体的、精神的過重性を帯びているのである。それゆえ、教職員の精神疾患が増えているのである。文部科学省の統計によれば、平成15年度における公立小・中・高教職員の精神疾患による休職者は前年度より507人増え過去最多3194人となった。この10年間で約2.7倍になっている。事実、仙台市教育委員会より委嘱を受けた「教職員のための心の相談医」としてのかかわりや、開業医としての診療を通じて感じることは、今まで何も問題もなく、むしろ周りから評価されていた経験豊富な先生方が精神的疲労を訴え、自信をなくしてしまうケースが多いということである。そして、これら発症経過で共通しているのは、教員個々の資質の問題性や、なりやすい要因があるのではなく、子供たちの問題や親とのかかわりも含め、今までの経験が通用しなくなったり、教師1人では、解決できない問題が増えているという教育現場の現実がある。さらに、日常勤務も先に述べたように夜遅くまで、仕事柄休みも取りにくい、これが一般教職員の現状なのである。このような状況の中で、悩み続け疲労した結果、精神疾患が急増している。

被災職員も日ごろ、このような勤務状況だったのである。支部審査会は、残業手当の支給や残業記録がないので労働時間は考慮できないとしている。しかし、職務上残業手当がつかず、それゆえ残業記録がはっきりしないのが教職員の現状である。だからこそ、それをもって勤務状況を判断するのではなく、一般的職務実態や被災職員の職務状況に関する各資料を考慮し判断する必要がある。そして、被災職員は、平成10年度になりこれまでの職務にさらに、教員免許外授業や全中大会の総務部長としての責務が加わるのである。たしかに、このような仕事を一つ一つ単独にその負担の程度を判断した場合、支部審査会が精神的、肉体的負担は相当程度過重なものではないとした評価も考えられる。しかし、これらの仕事が、連続的に、また重なり合った場合、その負担もまた連続的に重なるのである。それゆえ、仕事の負担も個々・継続的に考えるのではなく、複合し加重した場合にどうなるかという視点をもって評価することが重要である。

被災職員の場合、通常勤務の上に生徒会指導、教員免許外授業、全中大会準備の責務が次々と加わってくるのである。そのような状況下において、被災職員はバドミントン部顧問としてチームを区の優勝、県大会へと導くのである。4月から7月におけるこのような職務実態をかんがみると、被災職員の精神的、身体的負担は相当程度過重になっていたと判断できる。

	<p>それゆえ、うつ状態となったと考えられる7月下旬までの経過を総合的に判断すると、被災職員の業務が極めて過重であったがゆえうつ病を発症したと評価できる。</p>
<p>個体的要因について</p>	<p>先の支部長の認定において、被災職員が自殺前に従事していた職務による過重と、性格・素因などを比較した場合、被災職員の性格・素因などの個体的要因が本件精神発症のより大きな原因と考えられるとしている。しかし、この支部長の比較の判断には合理性がないと考える。</p> <p>被災職員には、精神的既往歴はない。性格的にも、精神疾患にかかりやすいとされる、神経質で内向的な特質があったとは推定できない。むしろ、スポーツマンタイプで明るく外向的な性格だったとうかがい知ることができる。被災職員は、教師となって12年、この間様々な役務をこなし、業績も残し、周りからも信頼されていたからこそ全中大会の総務部長としての大役を任されたのである。それだけできる、経験ある教員だったのである。もし、一般的教職員よりも被災職員に精神的脆弱性があったとするならば、教職に就いてからの間に、何らかの精神症状を発していただろうし、ここまでの仕事ができたと考えられない。このようなきちんと仕事できていた人が、あるとき、突然うつ状態に陥った場合、そうなるだけの大きな外的負荷がかかっていたと考えることにこそ合理性がある。</p> <p>被災職員の場合に照らし考えたとき、これまで述べたように業務上の相当過大な負荷があったと評価でき、このためうつ病を発症したと判断できるのである。それに比較して、個体的要因とする合理的根拠はむしろ乏しい。被災職員は、このように業務上の要因でうつ状態となり、自殺したと考えられる。</p>
<p>発症後の公務起因性の判断の対象について</p>	<p>支部審査会は、平成10年7月中旬から下旬にうつ病が発症していることから、それ以降の業務は、本件自殺の原因となるうつ病発症に關与する時期の出来事と評価することはできず、公務起因性の判断の対象とはできないとした。</p> <p>しかし、この判断は正しくない。「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」における、自殺の取扱いによれば、精神障害では、精神障害の病態としての自殺念慮が出現する蓋然性が高いと医学的に認められることから、業務による心理的負担によってこれらの精神障害が発病したと認められる者が自殺を凶った場合には、精神障害によって正常の認識、行為選択能力が著しく阻害され、又は、自殺行為を思いとどまる精神的な抑制力が著しく阻害されている状態で自殺が行われたものと推定し、原則として業務起因性が認められるとしている。つまり、うつ病</p>

	<p>等の精神障害によって自殺を行った場合、うつ病発症後に業務上の問題がないとしても、うつ病の要因が業務によるものとされた場合、因果の流れとして認めるといえるものである。被災者保護がその趣旨なのである。したがって、うつ病発症後に、さらに業務上の負担があったと考えられる場合、そのことがうつ状態を一層悪化させ自殺に至らしめたとする因果の流れとして判断するのが、当然のことである。</p> <p>被災職員の場合、7月下旬以降、全中大会の直前準備や全中大会運営にかかわる精神的な負担によりますます業務上の負荷がかかり、そのことがうつ状態を増悪させ自殺に至らせたと判断できる。</p>
結論	<p>被災職員は、7月中旬から下旬にかけてICD-10に該当する精神障害であるうつ病が発病したと考えられ、発病おおむね6か月の間に、客観的に当該精神障害を発病させるおそれのある業務による強い心理的負荷が認められる。そして、業務以外の心理的負荷及び個体側要因により当該精神障害を発病したことは認められない。したがって、被災職員がうつ病を発病した原因は、業務による心理的負荷によるものと評価でき、本件自殺の原因にも業務起因性が認められると判断する。</p>

3 上記認定・事実を検討した結果、当審査会は、次のように判断する。

本件のような精神疾患に起因する自殺が、公務上の災害と認められるためには、当該精神疾患の症状の具現化としての自殺であり、被災職員の個体的・生活的要因が主因となって自殺したものではなく、さらに、当該精神疾患が、公務に関連して、その発生状態を時間的、場所的に明確にし得る異常な出来事・突発的事態に遭遇したことにより発症したものであるか、又は異常な出来事・突発的事態の発生、業務上特に困難な事情が発生する等、特別な状況下における職務により、通常の日常の職務に比較して特に過重な職務の遂行を余儀なくされ、強度の肉体的過労、精神的ストレス等の重複又は重積によって生じる肉体的、精神的に過重な負担に起因して精神疾患を発症したものであることが、医学経験則に照らして明らかに認められることが必要である。

これを、本件についてみると、

- (1) 被災職員は、平成6年4月1日以降中山中学校で勤務し、上記第5-1-(2)-イのとおり、平成9年度は、主に、英語の教科を受持ち、3年4組の担任、生徒会、特別活動、バドミントンの部活動の担当等

の職務に従事しており、平成10年4月以降は、主に、英語及び社会の教科を受持ち、1年3組の担任、生徒会、特別活動、国際理解教育、バドミントンの部活動の担当等の職務に従事していたものであるが、平成10年1月以降に、公務に関連して驚愕反応等の精神疾患を発症させる可能性のある異常な出来事・突発的事態に遭遇した事実は認められない。

- (2) 請求人は、被災職員は、自殺前年から中学3年生の進路指導による精神的ストレスを受け精神的疲労がたまっていたところに、平成10年4月からは教員免許外の教科を受け持つという精神的ストレスを強く受け、これに中体連の業務に追われるという過重な職務が加わり、次第に精神的疲労が蓄積し、7月中旬ごろからうつ病を罹患した旨主張する。

被災職員が従事した校務に関しては上記第5-1-(2)-イ、上記第5-1-(4)及び(5)のとおり、請求人の証言及び同僚職員等の証言等によれば、被災職員は、平成9年度は3年の学級担任をし、進路指導もあって10月ごろから忙しくなり12月にはピークに達したとされ、翌平成10年4月以降は1年の学級担任となったものの、新たに教員免許外の社会科の授業を受け持っていた。

しかしながら、3年の学級を担任することは教員であれば誰も経験し得るものであり、また、被災職員にとって教員免許外である社会科の授業を受け持つことについても、上記第5-1-(6)のとおり、教員免許外の科目の担当者には特別の研修が実施されるとともに社会科教諭からの助言及び教材の提供もあり、被災職員に対して一定のサポートがなされている。被災職員の時間外勤務時間数については、それを確認できる書類が存在しないことから、正確には把握することはできないが、上記第5-1-(3)(4)及び(5)のとおり、被災職員の勤務等の状況から、平成10年7月20日以前は、ある程度の時間外勤務を行っていたことは認められるものの、その内容をみると、ほとんどバドミントン部の指導に関するものであり、上記第5-1-(3)によれば、土曜日、日曜日又は祭日における指導も1月当たり12時間ないし33時間程度認められるものの、校務に関する時間外勤務は、総じて過重なものとはまでは言えない。さらに、被災職員の業務に関して特別に困難を伴う事情が生じたとの事実は認められず、上記

第5 - 1 - (2)のとおり、被災職員が昭和61年4月以降、教師として10年以上の勤務経験を有していたことを併せ考えると、これらの業務が、被災職員に精神疾患を発症させるほどの肉体的・精神的に過重な負担を及ぼしたものと認められない。

(3) 請求人は、被災職員の7月中旬以降の労働時間は明らかに過重な負担で、この過重負担が、既に発症していたうつ病を悪化させ、自殺に至らせたことは明らかであり、支部審査会の裁決は、7月中旬以降の職務については、全く考慮しておらず、明らかに不当である旨主張する。

被災職員がうつ病を発症したと請求人が主張する平成10年7月中旬以降の被災職員の状況をみると、上記第5 - 1 - (3)及び(4)のとおり、平成10年7月21日から本件死亡直前の同年8月23日までは中山中学校の夏季休業期間中で、被災職員は、この間に4週8休のまとめ取りを12日と4時間、夏季休暇を4日、職専免を1日取得しているものの、この間に、全中大会の準備及びバドミントン部の指導に当たっていた。

教員が、生徒に対しクラブ活動の指導を行うこと、また、クラブの顧問として生徒を大会等へ引率することは、公務遂行性が認められるが、任意団体である体育連盟等から役員に委嘱された場合の当該役員の業務は、公務とは直接関係のないものであり、被災職員が従事した中体連の役員としての業務は、被災職員の公務と認めることはできないものである。

仮に被災職員が従事した中体連の役員としての業務である全中大会の準備を公務と同様のものと評価したとしても、同期間は授業等日常業務を行っていない夏季休業期間であり、この期間に行われた時間外勤務は、1週当たり40時間(1日当たり8時間)の正規の勤務時間を超える時間外勤務と同等に評価することはできないものである。

このため、夏季休業期間中、被災職員が過重で長時間に及ぶ時間外勤務を行ったものとは考えられず、被災職員が行った業務が、被災職員に精神疾患を発症させるほどの肉体的・精神的に過重な負担を及ぼしたものと認められない。

なお、被災職員に発症したうつ病の病状の経過が、被災職員が担当した全中大会の準備及び実施業務により影響を受けたであろうことは

否定できないが、その業務の過重性が上記で述べたにとどまる限り、被災職員の自殺は、被災職員に発症した「自殺念慮」を伴ううつ病の病態の発現によるものと認めるのが相当であり、請求人の上記主張を認めることはできない。

- (4) 以上のことから、被災職員に精神疾患を発症させるに足るほどの強度の肉体的過労、精神的ストレス等の重複又は重積による過重な負担があったとは認められず、本件死亡の原因となった精神疾患が公務によって発症したものとは認められない。

したがって、公務と本件死亡との間に相当因果関係を認めることはできない。

- (5) 上記のほか、本件死亡の原因が公務であると認めるに足る事実は見当たらない。

以上の諸点から総合的に判断すると、本件死亡は公務に起因するものとは認められない。

したがって、支部長の処分及び支部審査会の裁決は相当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって、主文のとおり裁決する。

平成17年8月8日

地方公務員災害補償基金審査会  
審査長 高倉公明

本謄本は原本と相違ないことを証明する。

平成17年9月9日

地方公務員災害補償基金審査会  
審査長 高倉公明(公印)

(別紙)

代理人目録

仙台市	[Redacted]	杉山茂雅
仙台市	[Redacted]	佐藤由紀子
仙台市	[Redacted]	高橋浩太郎
仙台市	[Redacted]	富樫昌良
多賀城市	[Redacted]	遠藤利美
仙台市	[Redacted]	日下幸子
仙台市	[Redacted]	芳賀直
仙台市	[Redacted]	山田きえ子
仙台市	[Redacted]	大木一彦